

特別養護老人ホーム 利用料の概算

1. 介護保険内サービス費（※新潟市：地域区分7級地 1単位10.14円・一月あたり）

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	¥ 28,209	¥ 30,617	¥ 32,914	¥ 35,144	¥ 37,281
2割負担	¥ 56,419	¥ 61,234	¥ 65,823	¥ 70,287	¥ 74,562
3割負担	¥ 84,629	¥ 91,851	¥ 98,734	¥ 105,430	¥ 111,843

2. 介護保険外サービス費（※実費負担分・一月あたり）

負担減免	居住費	食費	おやつ	30日分合計
1段階	¥ 820	¥ 300	¥ 100	¥ 36,600
2段階	¥ 820	¥ 390		¥ 39,300
3段階	①	¥ 1,310		¥ 58,800
	②	¥ 1,310		¥ 83,100
4段階	¥ 2,030	¥ 1,455		¥ 107,550

* 1段階（生活保護世帯）の方は、居住費が「免除」となります。

* その他、医療費や日用品・理美容代が「別途」かかります。

3. 料金表計算例（※①介護保険内サービス費＋②介護保険外サービス費）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階(1割負担)	¥ 64,809	¥ 67,217	¥ 69,514	¥ 71,744	¥ 73,881
第2段階(1割負担)	¥ 67,509	¥ 69,917	¥ 72,214	¥ 74,444	¥ 76,581
第3段階①(1割負担)	¥ 87,009	¥ 89,417	¥ 91,714	¥ 93,944	¥ 96,081
第3段階②(1割負担)	¥ 111,309	¥ 113,717	¥ 116,014	¥ 118,244	¥ 120,381
第4段階(1割負担)	¥ 135,759	¥ 138,167	¥ 140,464	¥ 142,694	¥ 144,831
第4段階(2割負担)	¥ 163,969	¥ 168,784	¥ 173,373	¥ 177,837	¥ 182,112
第4段階(3割負担)	¥ 192,179	¥ 199,401	¥ 206,284	¥ 212,980	¥ 219,393

様の一月あたりの費用は約

円となります。

小規模特別養護老人ホーム 昂 利用料金表

* 1月の総単位数×10.14(※新潟市の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の1単位の単価)の1割又は2割又は3割が介護報酬一部自己負担となります。

区分	項目	内容および、単位・料金				
介護報酬一部自己負担分	基本料金	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(1日につき)	要介護 1	661		
			要介護 2	730		
			要介護 3	803		
			要介護 4	874		
			要介護 5	942		
	加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)	常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、機能訓練指導員・看護職員・生活相談員・その他の職種が共同し、入居者(利用者)ごとに個別機能訓練計画を作成し計画に基づき機能訓練を実施し評価を行った場合		12	
		看護体制加算(Ⅰ)1	常勤の看護職員を1名以上配置している場合		12	
		夜勤職員配置加算(Ⅳ)1	夜勤時間帯を通じ看護職員又は①社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号のいずれかの行為の実施研修を終了した介護福祉士、②特定登録証の交付を受けた特定登録者、③新特定登録証の交付を受けている新特定登録者④認定特定行為業務従事者のいずれかを1人以上配置し①②③の場合は喀痰吸引等業務の登録を、④の場合は特定行為業務の登録を受けている場合		61	
		日常生活継続支援加算(Ⅱ)	下記1)から(3)までのいずれかを満たすこと。(1)算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護4又は要介護5の者の占める割合70%以上である場合。(2)算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる方が65%以上である場合。(3)喀痰吸引等必要とする者の占める割合が入所者の15%以上である場合	1日につき	46	
		栄養マネジメント強化加算 ※	医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施した場合		11	
		初期加算	施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから入所から30日に限り算定可能。※30日経過後は加算されません。		30	
		看取り加算(1) ※	死亡以前31日以上45日未満		72	
			死亡以前4日以上30日未満		144	
			死亡日の前日及び、前々日		680	
			死亡日		1280	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	「個別機能訓練加算(Ⅰ)」を算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合		20			
経口維持加算Ⅰ ※	著しい摂取障害がある方の経口摂取を維持するために栄養管理を管理栄養士または栄養士が実施した場合		400			
科学的介護推進体制加算Ⅱ	加算(Ⅰ)の要件を満たした上で、次の要件を満たした場合に入居者ごとの疾病状況等の情報を、LIFEによって厚生労働省に提出し、フィードバックに応じて施設サービス計画を見直すなどによって活用した場合		50			
生活機能向上連携加算Ⅱ 2	外部との連携により、入所者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画作成を行った場合	1月につき	100			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合		総単位数 ×8.3%			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等 要件及び見える化要件の全てを満たした場合		総単位数 ×2.7%			
介護職員等ベースアップ等支援加算	処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所(現行の処遇改善加算の対象サービス事業所)、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用した場合		総単位数 ×1.6%			
介護報酬外自己負担分	食費および居住費(1日につき) ★「負担限度額認定証」をお持ちの方は、記載の負担限度額が上限となります	利用者負担段階	市町村民税非課税の方で下記収入等により区分	食費	居住費	
		第1段階	老齢福祉年金、生活保護受給者	¥ 300	¥ 820	
		第2段階	公的年金収入+合計所得80万以下	¥ 390	¥ 820	
		第3段階①	公的年金収入+合計所得80万超120万以下	¥ 650	¥1,310	
		第3段階②	公的年金収入+合計所得120万超等	¥1,360	¥1,310	
	上記以外の方		¥1,455	¥2,030		
	おやつ代金	おやつを提供した場合	1食につき	¥ 100		
コンセント	電化製品を使用した場合	1日につき	¥ 50			
その他	理美容、医療費、日用品、嗜好品等	1回につき		適宜		

* いずれの加算も基準を満たした場合のみ算定させていただきます。

* ※加算は対応するサービスを受けた場合に適用致します。

* 介護報酬改定により変更される場合もございます。